

中国農村合作経済組織の企業形態と諸類型

青 柳 齊
新潟大学農学部教授

目 次

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1. 中国合作社の多様な展開 | 3. 農村合作経済の2つの企業形態
「公有型」と「私有型」 |
| 2. 合作組織の名称混乱と法人規定 | 4. 農民專業合作社の展開類型と主要形態 |

〔 要 旨 〕

1. 現在の中国には多様な合作社（協同組合）が展開している。このうち、供銷合作社（購買販売組合）や農村信用社等は、50年代に設立されたが文革時代に国営部門に統合され、80年代に農村合作社として復活した。他方、80年代に入って、市場経済体制への移行によって農村部では新たな農民合作経済組織が展開してきている。
2. 新しい農村合作経済組織に関して、その名称や対象に関して混乱が見られる。また、その登記窓口も工商管理部、民生部、農村经济管理部系統などまちまちである。その背景には、農村合作経済組織の多様性ととも、中国の現行法律に合作社を対象とした法人規定が無いこと、その推進機関が供銷社系統、農村经济管理部、科学技術委員会など多様であり、横断的な調整も欠けているという問題がある。
3. 新興の農民專業合作社は、供銷社が不分割資産を根拠とする「集団所有制」であるのに対して、社員の個人出資によって設立され、合作社財産の社員利用・処分権を前提とする近代的協同組合としての特質を持つ。但し、現行中国憲法では「合作社」=「集団所有制経済」という規定であり、不分割基金（集団財産）制を否定した「合作社法」の制定可能性については、集団経済に依存した農村財政問題とも関連して不透明である。
4. 狭義の農民專業合作社の展開形態をその推進主体の性格から4つに分類できる。このなかで、現在の代表的形態は、地方政府に先導された郷村集団企業型である。そのばあい、政府の支援や保護は「経営干渉」と裏腹であり、政府幹部の姿勢によっては本来の農民協同組織から大きく乖離している。そこには、集団所有制の供銷社のばあいと共通した問題が見られる。

中国農村では、今日、多様な合作經濟組織（協同組合）が展開している。これまで、農村信用社や供銷社、農民協會の実態については、概況ないし事例紹介的な日本語文献が散見されるようになってきた。但し、中国合作社の鳥瞰的な把握に加えて、各種合作社間の相違や企業形態的な特質についてはまだ曖昧な理解に置かれている。本稿では、主に中国語文献に依拠して、農村合作經濟組織を対象としてこの課題にアプローチしてみたい。

1. 中国合作社の多様な展開

最初に、中国における合作社の展開状況について概観しておきたい。

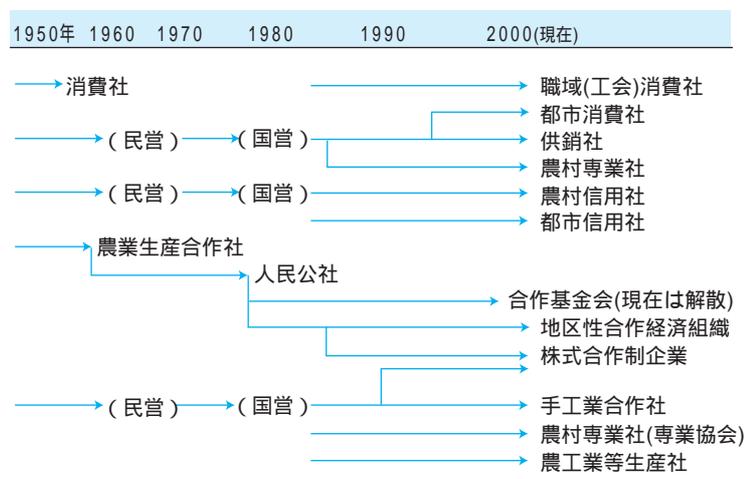
まず、現在の共産党指導下の革命政権が誕生する以前、中国では西欧及び日本の協同組合思想や経験の影響を受けて、国民党や共産党によって多様な合作社が展開していた。さらには、中国大陸に侵略した日本軍によっても占領軍傀儡の合作社が数多く設立され、地域によってはそれら三者系統の合作社が入り乱れて併存していた時期もあった。

そして、1949年の新中国の成立を契機に、中央政府の方針によって多様な合作社の設立が全国的に推進されていく。50年代初めには、農業生産合作社や消費合作社、信用

合作社、農村供銷合作社(購買・販売組合)、手工業合作社などが誕生した。その後、毛沢東の指導のもとに、中央の合作社政策は農業生産合作社化運動に傾斜し、初級合作社から高級合作社化の段階を経て、58年の人民公社運動につながっていく。一方、60年代後半からは、工業や商業、金融部門の国営化が進展し、ここにおいて合作社運動は中央の主要政策から消えていった。

その後80年代に入ると、改革開放政策のもとで、信用合作社や供銷合作社は国営セクターから離れ民営化に移行した。そして、政策的には再び大衆組織としての合作經濟化をめざすことになった。それと並行し、市場經濟の拡大に対応して、従来の農村合作社とは異なる新しいタイプの合作經濟組織が展開してきた。^(注1)近年では、50年代半ばに一時消滅した消費合作社も復活している。いま、これまでの合作經濟組織の展開過程を概括的に示すと、第1図のように

第1図 中国合作社の展開過程（新国家成立以降）



(注) 筆者の整理による。

整理できる。以下、それぞれの合作組織について簡単に紹介してみよう。

まず、家庭生産請負制や市場経済の進展とともに、80年代前半から新たな組織形態の農村合作社が展開している。その事業形態や呼称は多様であるが、経済実体を持つ組織に限れば農産物の共同販売や生産資材の共同購買事業を中心とし、一般には農村專業合作社ないし農民專業協會などと呼ばれている。それは、農村供銷社が地域組合的組織として生活購買事業も行う総合経営であるのに対し、同一作目生産者の組織で農業関連事業に特化している専門農協と類似している。

農業部の統計「全国農村專業性合作及び連合組織状況統計表」(農業部[1])によれば、農民專業協會(技術研究会等含む)は93年時点で9万5千社だという。なお、農村專業合作經濟組織のなかには、農民專業合作社(利用協同組合)のほかに、農業、工業、商業等での生産合作社(生産・事業協同組合)が含まれる。上記の農業部統計によれば、その組織数は共同経営型(「生産経営合作、連合組織」)87万8千、農業生産サービス業共同経営型(「生産服務合作、連合組織」)が49万という。また、別の参考文献によれば、96年末には農村專業合作經濟組織が全国で約150万に達し、そのうち販売・購買や加工事業等を経営する「経済実体型」が約1割を占め、1社当たり規模は固定資産額で8万5千元(1元=約15円)、事業取扱高で2万8千元になるという指摘もある(魏・張[2], p.107)。

さらに、人民公社の解体によって誕生した合作制組織として、農村合作基金会と地区(社区)性合作經濟組織をあげることができる。前者は、郷村の集團資金の管理から派生し、実質的に貯金(出資)と貸付事業を行う信用組合的組織である。96年には、行政村レベルに2万4,602、郷鎮レベルに2万1,217の組織で、総資金量1,083億元に対して融資実績(フローベース)が1,527億元になるという(齊[3], p.138)。一時、中国農業部では、第二の農村信用合作社としてその制度化をめざす動きもあったようだ。但し、最近になって、主に都市部の合作基金会で、乱脈融資や大きな不良債権問題が発生したため、中央政府の強い指示で解散ないし信用合作社への強制的統合が進められた。

また、後者の地区性合作經濟組織は、郷村の農地や農業施設、集團企業、その他集團財産の管理を行う。但し、農地管理機能のみで村民委員会と一体化し経済実体を持たない例も多い。94年に218万社で、うち村級組織67万社、村民小組(集落)級151万社であった(同上[2], p.24)。そして、98年末には郷鎮級4万2千社(全郷鎮の95.5%)、村級64万8千社(全村の88.8%)、村民小組級155万8千社(全村民小組の37.5%)で、その総資産額(土地等を除く)は約2兆5千億元になるという([4], p.6)。また、集團企業や集團財産の所有権を村や地域住民の出資持分化して、いわゆる「株式(股份)合作制」に転換した例もある。農業部の関連統計によると、95年末までに、全国農村株式合作企業は約300万社になり、そのうち株式

合作制に転換した旧郷村集団企業が18万社で、その従業員数は791万人になるという(魏・張[2], p.83)。なお、株式合作制企業の一部には、90年代に入って、国有中小企業や手工業合作社から転換した例もある。

一方、都市においては、都市信用合作社と消費合作社が展開している。前者は、85年以降に、個人企業や集団企業を出資社員として都市商工業への金融サービスを目的に地方・中央都市に設立された。94年末には5,200社が存在していたが、人民銀行の指示により、約2千社が株式会社形態の商業銀行に転換している。そして、98年末では、3,190社(うち県級都市信用社2,229社)で、総資金量2,217億元に対して貸付金が1,500億元の実績にあるという(尚[5], p.208~209)。

後者の消費合作社は、50年代初めまでは大都市や工場地帯を中心に一定程度の展開を見せていた。しかし、中央の方針で53年から56年にかけて国営商業部門や供銷社にすべて統合されてしまった。その後80年代末になって、党中央の政策的支持により、中華全国総工会の指導で労働組合(工会)系列の職域消費組合が設立されていく。97年末時点で、1万5千社、供給高13億元の実績^(注2)になるという。また、90年代半ば以降になると、供銷社系列の消費組合店舗が北京や上海、天津等の大都市で点的に設立されてきている。但し、これらの都市消費合作社の展開は、その歴史がまだ浅いこともあって、一部の省や大都市での展開にとどまっており、いまのところ社会経済的影響

力は小さい。

以上のうちで、全国網羅的に展開している合作社は農村信用社と供銷社である。前者は、主に郷鎮(町村)レベルに設立されており、98年末現在4万1,508社で、総資金量1兆2,611億元に対して貸付金が8,340億元という実績にある(尚[5], p.211)。但し、連合会の形成は98年に県級レベル、99年で地区(市)級レベルにとどまり、しかも本来の単位組合の連合組織としてではなく、人民銀行による信用社管理強化の機関にすぎない。

これに対し、後者の供銷社は、現在の中国では、組織率や経済活動の規模・範囲、地域的網羅性、系統組織性において最も発達している。主な経営は、農産物の販売事業や農業生産資材、生活用品の供給事業である。全国供銷合作総社のパンフレットによれば、2000年現在で、公称社員数は約1億8千万戸、系統職員数430万人、商品取扱高4,409億元と紹介されている。また、他の合作社と大きく異なる点は、各級行政段階ごとに連合会があり、下級社を会員とするピラミッド型の全国系統組織を形成していることである。具体的には、郷鎮(町村)レベルに基層供銷合作社が2万8千社あり、その連合組織として、県級供銷連合社2,100社、地区・市級318社、省級31社となっている。そして、これら系統組織の中央指導機関が全国供銷合作総社である。このような組織形態は、農協-県連-全国連という日本の系統農協組織と酷似している。

(注1) 潘[6]によれば、供銷社及び信用社、社区

合作社を伝統的合作社とし、農村專業合作組織を新しい時代の合作組織として位置づけている。また、魏・張[2]によると、新しい農村合作社として、社区合作組織、合作基金会、株式合作企業、專業協會を掲げている。魏・張の場合は、80年代初めの人民公社解体によって登場した合作社を言っており、他方、潘のいう「新しい」とは、90年代に顕著に発展してきた合作社を言い当てている。

(注2) 日本生協連国際部が入手した関係資料による。

2. 合作組織の名称混乱と 法人規定

ところで、中国農業部系統の行政関係者の間では、中央及び地方において、伝統的 cooperation 組織の農村信用社や供銷社に比べて、80年代に入って新たに登場してきた農村專業合作經濟組織に対する評価が高い。但し、その名称や対象については、行政機関はもとより農村經濟研究者の間においても統一していない。一般的には、農民(農村)專業協會、農村(農民)專業合作社、農民技術服務協會という表現が多いようだ。最近では、農民專業協會の略称または日本の農業協同組合をまねて、「農協」と呼んでいる地域もある。そして、前述のように、農業部「全国農村專業性合作、連合組織狀況統計總表」によれば、「專業協會」とは別に「生産經營合作」及び「生産服務合作」という分類もある。

一方、地方では、專業「協會」と專業「合作社」が同一内容で呼ばれている例もあれば、別の対象を意味している場合もある。また、現地政府の合作經濟組織の登録や管

轄行政窓口も明確でなく、科学技術委員会や民政局、工商局、農村經濟管理局などまちまちである。このような混乱の直接的原因は、中国の現行法律に「合作社」に関する組織ないし法人規定が無いためである。いま、現在の登記条例のなかで、登記の対象として掲げられている組織を示すと以下の4つの法人である。

まず、「企業法人」があり、全民所有制企業、集團所有制企業、共同經營企業、外資企業ないし外資合弁企業、私營企業、その他企業に分かれる(「中華人民共和國企業法人登記管理條例」第二条)。この企業法人のなかには、有限責任公司(有限会社)と株式有限公司(株式会社)が含まれる。ここで、合作社は憲法第八条で「集團所有制經濟」と規定されていることから、「集團所有制企業」として「企業法人」に含まれるとも解釈できる。なお、登記の主管は国家及び各級の工商行政管理局である。

第二に「事業單位」があり、それは「国家が社会の公益目的のために、国家機關あるいはその他組織が国有資産を利用して設立し、教育、科学技術、文化、衛生等の活動に従事する社会サービス組織」である(「事業單位登記管理暫行條例」第二条)。その規定に該当する企業形態は、日本の「特殊法人」などに相応するかもしれない。そして、国务院及び県級以上地方各級人民政府の機構編制管理機關が登記の主管である。

第三に「社会团体」があり、それは「中国公民が自ら設立し、会員の共同目的を實現するために、定款に従って活動を展開す

る非営利性の社会組織を指す」(「社会团体登記管理条例」第二条)。また、「営利性の経営活動に従事してはならない」(同、第四条)と規定している。但し、「中国人民政治協商会議」や「国務院機構編制管理機関によって査定され、国務院から登記の免除を批准された団体」、また、機関や団体、企業の内部の活動団体である場合は本規定の登記範囲に属さない(同、第三条)。このような特徴から、合作社は「社会团体」の登記対象にもなりうる。なお、登記管理機関は、国務院及び県級以上地方各級人民政府の民生部門である。

第四に「民弁非企業単位」がある。これは、「企業事業単位、社会团体、その他社会勢力及び公民個人が非国有資産を利用して設立し、非営利性社会サービス活動の社会組織」を言う(「民弁非企業単位登記管理暫行条例」第二条)。そして、社会团体同様に「営利性の経営活動に従事してはならない」(同、第四条)と規定している。その登記管理機関は、「社会团体」と同様に民生部門である。

中国の現行法律で、登記条例で認知している法人は以上の4つであり、特に「合作社」に関する法人規定はない。そして、現行法規では、農村合作経済組織は複数法人の登記条例の規定に該当する。例えば、「集団所有制経済」という意味では「企業法人」(集団所有制企業)に、「非営利性」の社会組織としては、「社会团体」や「民弁非企業単位」に該当する。これまでの経過から、供銷合作社や消費合作社、農業生産合作社等

の場合は、「集団所有制経済」として位置づけられ、その所轄行政部門も工商管理部や農業部系統等と明確である。

一方、新興の農民專業合作社(專業協會)の場合、そのなかには「技術研究会」や「技術普及組織」など経済事業を経営しない組織がある。そのため、上記の「社団法人」や「民弁非企業単位」として、登記管理機関が民生部門の例もある。そして、何らかの事業を行う場合、納税の関係から工商管理局に届ける必要があるという。

このような混乱のもう1つの原因は、農民專業合作社の育成に関して、供銷社系統に加えて、農村经济管理部門や科学技術委員会、農学会、農村貧困対策部署など多様な行政機関がそれぞれ独自に推進しており、横断的な調整に欠けているためである。そして、農民專業合作社に関する紹介・報告・批評等の文献がおびただしいにもかかわらず、農業行政関係者や農村経済研究者の間で、農村合作経済組織の対象規定に関連した言及は極めて乏しい。そこで、現在の中国における農村合作経済組織の多様な展開を、企業形態の視点から類型的にとらえてみよう。

3 . 農村合作経済の2つの企業形態 「公有型」と「私有型」

まず、農村合作経済組織を「継続的な事業活動」の有無で、「合作社型」と「協会型」に大きく分けてみよう。前者は、専従職員や固定的施設・建物等の経済実体があ

り、金融や農産物販売、生産資材購買等の事業など、経常的な経済活動を行う共同組織である。中国農業部系統の行政機関では、「技術サービス型」及び「経済実体型」とも呼ばれている。

他方の「協会型」は、経済的な事業活動を伴わず、主に栽培技術等の研修会や講習会等の生産者組織であり、関係行政機関では「技術交流型」と言われているタイプに対応する。一般に、中国で「協会」の名称を持つ組織は、行政との対応（政府への要請や政策の浸透）機関である同業者（業界）組織で、不動産協会、消費者協会などの社会団体法人である。生産者の各種研修会は、この「協会」の組織的性格に似ていると言えよう。

なお、農民戸籍を持つ者（農民）には、主に農業生産に従事している専門的農家（専門戸）と非農業従事が多い兼業農家とに分けられる。従って、「協会型」はさらに、専門戸の農業関連組織と兼業農家の非農業関連の活動組織に形式的に分類されるが、実際には後者の例は少ない。そこで、前者の農業生産者組織を特に「農民専門協会」と呼ぶことにしよう。

他方、「合作社型」は、自己資本ないし剰余金の所有・分配形態によって、「私有（個人所有）型」と「公有（集団所有）型」に分けられる。^{（注3）}

まず、「公有型」とは「集団所有制経済組織」であり、「公積金」（内部留保）や「公益金」（集団福利金）など社員個人に分割できない集団財産（不分割基金）を形成する。ま

た、経営成果（剰余金）に対して利用配当は無く、社員分配よりも集団基金の造成、あるいは、福利厚生や報償金などで従業員への配当が優先される。

この「公有型」は、特定作目生産の農民に限定せず、地域に居住するすべての農民が組織化の対象となり、後述の「専門」合作社に対して「農村」合作社としての性格を持つ。この類型には、農村信用合作社、供銷合作社、地区性合作経済組織、郷鎮経済連合社や村経済社等）、また、郷村集団企業等が出資（株式）制に転換した株式合作制企業、2000年まで存続していた旧農村合作基金会在が該当する。そして、日本との対比では、組織の地域的網羅性と事業の多角的経営の面から、供銷合作社は総合農協に似ていると言えよう（但し信用・共済事業を兼営せず）。

これに対して、「私有型」は、合作社の純財産や剰余金のすべてが各社員の持分に帰属し、また、出資社員のみに出資配当や利用配当の受益権がある。要するに、「私有型」とは、社員が個人的に出資を契機として合作社（財産）を所有・支配し、またその経営成果を享受し、社員でない従業員や超私経済的な郷村社会（政府）の支配を受けない。

この「私有型」をさらに細分化してとらえると、まず、社員＝利用者の協同組合である狭義の「農民専門合作社」が分類できる。一般に、中国で「農業協同組合」（専門農協）の形式を備えている合作組織はこの類型に該当する。第二のタイプは、社員の

生産ないし事業自体を共同（経営）化する「生産（事業）合作社」であり、いわゆる労働者生産協同組合に相応する。この類型はさらに、その農業・非農業の区分や共同化の対象によって、農業生産合作社（農業生産共同組織）、農業サービス事業合作社（農業受託組織や水利事業組合等）、農村商工業等合作社（いわば事業協同組合）に分かれる。また、出資構成において、「集団株」（集団出資）の割合が低く、経営者持株比率の高い「株式合作制企業」の一部もこの「私有型」^{（注4）}に含まれよう。

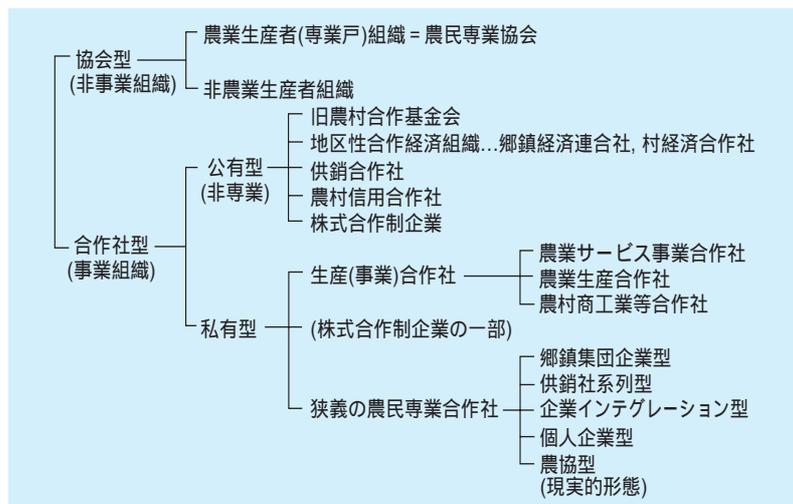
以上の「私有型」の合作社は、特定作目生産ないし事業を経営する農民の組織ないし特定事業に特化した経済組織であり、必然的に「専業」合作社となる。このようにして分類すると、農村合作経済組織の諸形態は第2図のように整理できる。ここで、農民専業協会と農民専業合作社とを総称して「広義の農民専業合作社」としよう。

このような「私有型」と「合作社型」の類型規定は、表現に違いはあるものの、朱守銀の「合作経済組織と集団所有制経済組織」の規定と共通する。朱（[7], p.936）は、両者の相違を次のように指摘する。

まず、「合作経済組織は、社員の個人資産の協同を基礎に存立して規模経営を実行し、また、加入した合作社資産に対する社員の個人所有権・受益権を承認する。」これに対して、「集団所有制経済組織はその構成員が形成した固定資産の全てを集団公有に転換することを要求し、また、何人でも再び集団資産に対する個人所有権を保有できないことを規定している」という。

また、「合作経済組織は個人資産が配当に参加する権利を持っているのに対し、集団経済は労働に応じた分配を実行する。」そして、「合作制経済組織では加入した社員のみがその権利を行使し義務を負担するが、集団所有制経済組織はその管轄区域内の全て

第2図 中国の農村合作経済組織の諸形態



（注）筆者の整理による。なお、「農民専業協会」と「狭義の農民専業合作社」を総称して「広義の農民専業合作社」とする。

の構成員が同等の権利を行使し義務を負担する」と特徴づける。ここで、朱のいう「合作経済組織」とは「私有型」で新興の專業合作社を指し、「集団所有制経済組織」とは「公有型」で供銷合作社や信用合作社等を意味している。

ところで、中国憲法では「公有型」(集団所有制)のみが「合作社」として規定されている。詳述すれば、中国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会主義公有制にあり、その「公有制」には「全民所有制」(国有)と「労働大衆集団所有制」とがある(憲法第六条)。そして、「農村の家庭生産請負を主とする責任制と生産、販売・購買、信用、消費等の各種形式の合作経済は、社会主義労働大衆の集団所有制経済である」(第八条、93年修正案第六条)とある。従って、供銷社や信用社、消費社等は、集団所有制経済として公積金や公益金、純財産は社員に「不分割」である。そして、そのことが、合作社の運営において地方政府が関与する物的根拠にもなっている。この点において、合作社持分の私的所有を基本とする新興の專業合作社や專業協会の企業形態とは大きく異なる。

そこでまた、「合作社」の名称を憲法規定の「集団所有制経済」に限定すれば、「私有型」の新しい合作経済組織は、「研究会」とか「協会」という別の名称を使用せざるを得ない。あるいは、「合作社法」の制定によって、憲法第六条規定に当てはまらない「私有型」を新たに「合作社」として法的に認知する必要がある。^(注5)

但し、不分割基金(集団財産)を否定した合作社を法的に認めるかどうかは、農村における「社会主義的分配」と関係して微妙な問題がある。具体的には、供銷社や地区性合作経済における「集団所有制」要素の否定は、国营企業の民营化改革と同様に、中国社会主义経済における公有制セクターの縮小につながる。大都市部や沿海地区の経済発展地域はともかく、貧困地区の多い西部地域では農村の厚生経済や社会資本整備が大きく遅れており、そこでの集団経済の縮小や否定は慎重にならざるを得ないであろう。

ここで、集団所有制経済の超私経済性(社会性)とは、その分配方式に特徴がある。いま、集団所有制の代表として村経済合作社を取り上げてみよう。村合作社の納税後の剰余金分配に関して、村経済合作社の財務管理のテキストではその分配優先順位を次のように規定している(徐[8], p.73~74による)。

「公積金」

公積金は生産の発展への利用、あるいは資本増強や欠損補填に向けることも可能である。

「農業発展基金」

農業発展基金は農業投資の増大に専用され、無償投資や有償の運転資金として使用することができる。

「公益金」

公益金は集団福利等の公共施設や学校、医療センター、福祉院、映画施設、水道設備、幼稚園等の建設に使用する。

「福利費」

福利費は集団の福祉，文教，衛生等の方面で，設備投資以外の支出項目に利用し，革命烈士軍属や貧困者への生活保障支出，計画生育の支出，社員の公務上の傷害に対する医療費，生活補助及び救済金に充てる。

「外部からの投資に対する利益配当（外来投資分利）」

「農家分配」

村経済合作社の集団統一経営に参加して，剰余金から支払うべき労働報酬（一種の利用配当）や出資配当を含む。

その他

村経済合作社の当年度収益から負担すべき郷鎮政府の税外徴収（統籌費）などである。

以上の～，が「公有型」合作社の集団所有制経済としての特質を表している。要するに，村経済合作社は利用者（出資）社員の私的利害を越えて，村内経済全体の発展及び地域住民一般に対する福利厚生¹の責務を負っている。

このような特徴は，程度の差あれ供銷合作社の場合にも見られる。例えば，江蘇省の灌雲県供銷社の社史[9]によると，剰余金の分配対象は歴史的に変化しているものの，時代を通して剰余金のかなりの部分が「教育基金」「生産者助成金」「施設建設基金」「公益金」の名目で，郷村内の福利厚生や社会投資に充てられていた。供銷社の場合も，単なる社員の私経済的利害を越えて郷村地域社会に帰属しているという「集

団所有制経済」としての特質を帯びているのである。

ところで，世界的には「私有型」の協同組合が一般的である。但し，協同組合の解散時に，残存財産・積立金等を組合員個人に「不分割」とする「社会資本」説は，現在でもドイツやフランスの協同組合に見られる。また，国際協同組合連盟（ICA）のマンチェスター大会（1995年）で，「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」が決議され，そのなかで新しい協同組合原則が示された。その第3原則「組合員の経済的参加」で「協同組合資本の一部」を組合員に不分割の共同資産とし，また「剰余金の一部」を不分割の積立金に充てることを初めて示した。これは，労働者生産協同組合系統が原則への導入を要望していた内容である。

この「不分割積立金」原則は，組合員の加入脱退による自己資本の変動を抑制する意義と，協同組合（資本）の公益性や社会性（社会資本説）を強調したものと理解されている。後者の「社会性」に，協同組合における社会主義（共同体）思想の片鱗を見ることが出来る。この点は，中国の「公有型」合作社の「不分割」制度と思想的につながる部分である。但し，農民專業合作社こそ本来の協同組合に近いと評価する中国の農村経済研究者にとって，この新ICA原則の「不分割積立金」制度に対しては戸惑いを見せている^(注6)ようだ。

（注3） この2つの類型規定は，潘勤の「公有型合作社」と「私有型合作社」の分類とほぼ同じである。

氏によると前者は、「生産手段の集団所有を基礎として、集団企業のように社員と合作社に市場取引関係は存在しない」。後者は、「生産手段の私有を基礎に、社員の私有財産権が留保されている」と特徴づける（潘[10], p.401）

（注4）現実に展開している「株式合作制企業」では、その所有・決定・分配形態は多様である。その企業形態の特質と展開形態の多様性については文献12]~[14]が詳しい。

（注5）中国農学会でのヒアリング（2000年9月現在）によれば、農民專業合作社の規範化を目的とした合作社法の制定について、農業部内に専門委員会を設けて検討しているという。

（注6）張曉山は、新ICA原則の「不分割積立金」に関連して、中国では農村合作社に対する農民の財産権の要求が強いという。その背景として次のような点を指摘する。まず、これまで農民の集団財産が政府（幹部）によって奪われてきたという歴史に対する反発がある。2つに、退会するとき、会員のいままでの貢献分の補償を求めたとき「不分割積立金」原則と衝突する。3つに、古い会員と新しい会員とでは合作社への貢献度が違う。4つに、中国では專業合作社の系統組織は未整備なので、解散時の「不分割基金」の処置が難しいという（張[11], p.17~29）。

4．農民專業合作社の展開類型と主要形態

ここで、80年代から登場してきた農民專業合作經濟について、さらにその展開形態の特徴を類型的にとらえてみたい。まず、農民專業合作經濟の類型については、潘勁（中国社会科学院農村發展研究所）の下記の3つの分類がある（潘[10], p.397）

「協会型」

主に專業的農民が技術サービス、生産、加工、運送、販売等の連携によってつくられた社団的な合作經濟組織である。このような協会は営利を目的とせず、利益関係はややルーズで、主に主要農産物の導入・発

展において、農民に対して「産前、産中、産後」のサービスを提供する。

「專業合作社型」

一定の展開を経た大きな專業協会のうち、相応の合作社の条件を備え、国際協同組合原則と符合する專業合作社になっている。

株式合作型農企業

何戸かの專業的農家が資本と労働を提供してつくったもので、出資配当と労働分配を結合させ、一種の新しい農民合作經濟組織の形態でもある。

以上の規定は厳密でないが、上述の「農民專業協会」「農民專業合作社」、農村「株式合作制企業」とほぼ照応すると言ってよい。また、前述の農業部「全国農村專業性合作及び連合組織狀況統計表」によれば、農村專業合作經濟組織は、「生産經營合作」「生産服務合作」「專業協会」の3つに分類集計されている。この農業部統計と前掲第2図の規定とをあえて対応させると次のようになる。

まず、「生産經營合作」は、さらに「農業生産合作社」と「農村商工業等合作社」に分けられる。また、「生産服務合作」には「農業サービス事業合作社」に相応する。そして、「專業協会」には、「農民專業協会」と「農民專業合作社」「株式合作制企業」（一部）が含まれる。

これらの合作組織のうち、新技術導入の研修会組織である「農民專業協会」と生産資材の共同購入や農産物共販、さらには加工事業等という「農民專業合作社」が利用

協同組合としての性格を持つ。但し、実際の運営形態の内実においては、必ずしも協同組合的特質を備えていると言えない。ここで、具体的現実の視点から、特に狭義の「農民專業合作社」に限ってその展開形態の多様性をさらに細かく分類してみよう。そのさい、專業社の組織化の担い手は、先進（竜頭）企業や先進大規模農家、供銷社系統、県・郷政府などがある。そこで、この組織化主体の視点から組織形態の性格を特徴づけてみよう。

1つは、県・郷鎮政府や村等の主導によって組織され、その経営者のほとんどは行政幹部が兼任しているような專業社である。これを「郷村集團企業型」と呼んでおこう。2つは、供銷社の先導によって設立され、生産資材供給や農産物販売、資金及び人材面において供銷社と結びつきの深い專業社を「供銷社系列型」としよう。3つは、郷鎮企業や国営企業等の原料農産物生産の下請組合であるような組織で、これを「企業インテグレーション型」と呼ぼう。4つ目に、技術革新の先覚者や篤農家によって先導され、実質的にはその大規模專業戸が運営するような企業的專業社を「個人企業型」としよう。そして最後に、どの先導者の設立であれ、協同組合的な規範によって実質的に運営されている農業協同組合的な專業社を「農協型」と呼ぶことにしよう（以上は前掲第2図に示す）。

これらの諸類型がそれぞれどの程度、展開しているかについては、統計的に確認できる資料を持たない。但し、これまでの関

連文献や調査報告資料等から散見する限り、現状で最も代表的な展開形態は、地方政府によって先導された「郷村集團企業型」のように思われる。一般に、農民專業協會や農民專業合作社の発展にとって、多様な面で地方政府の支援や保護が必要である。張曉山はその根拠として次の3つを指摘する（張[11], p.17~29）。

まず、合作社法が無いため法に依拠できず、政府幹部の指導（人治）に依存せざるを得ない。第二に、要素市場が未発達な現状では、自分で各種生産要素を調達しようとするとき、その取引コストは膨大になる。政府が介入することによってそのコストを節約することができる。例えば、專業合作社が市政府から土地使用権を購入しようとするれば、市計画委員会の主管部門をはじめ、財税部門、審計部門、市規画管理局、土地管理部門、国土資源管理部門等々の約30の公印を必要とするという。

さらに第三に、農民の教育水準・文化的素質の低さや末端行政の官僚本位的管理体制の弊害が、合作社の指導者の登場を阻害しているという。他方、市場経済下では有能者は営利経済で名利を追求しようとする。そこで、地方政府が地域全体的な農業発展の観点から、合作經濟のリーダーシップを取って行く必要があるという。

このような点から、農民專業合作社の育成や普及・拡大にとって、地方政府がその運営に直接関与する「郷村集團企業型」が最も現実的な展開形態となりやすい。但し、地方政府の支援や保護は「経営干渉」

と裏腹であり、幹部の経営姿勢によっては本来の「農協型」の合作組織とはほど遠い状況になる。実際にも、「郷村集団企業型」及び「企業インテグレーション型」の場合、仮に協同組合原則を取り入れた定款（章程）が制定されていてもそれは名目的で、実際には「疑似」協同組合である例が多い。^(注7)同様の問題は、供銷社系列の農民專業社の場合においても存在すると推測される。

以上のように、農民協同組合としての内実を備えた農民專業合作社(農協型)の展開は、現状ではごく一部にとどまると言えよう。農業部や農村經濟研究者の間では、供銷合作社に比べて農民專業合作社の合作性が高く評価されているのだが、現状の多くは供銷社と似たような問題を抱えている。^(注8)従って、既存の專業合作社が本来的な協同組合へと展開しようとするとき、行政干渉の抑制や合作社法の制定など、程度の差あれ、供銷合作社の場合と共通する課題に直面していると言えよう。

(注7) 2000年7月10日から22日にかけて、筆者が黒川功教授(北海道大学)科研グループとともに、江蘇省東台市及び高郵市の農民專業合作組織をいくつか視察した。そのさい、両市内の農民組織として最大の養蚕合作社に関しては、形式的には協同組会的な機構と定款を備えていたが、その実体は国営シルク公司(民営化に改革中)に原繭を納入する下請け生産組織であった。そのほか、「協会」という名称でも、実際には農水産物販売ブローカー(經紀人)の組織であったり、協同組合とはほど遠い事例が数多く見られた。

(注8) 現在の農村供銷社は、経営収支の悪化問題

と農民合作性の喪失という経営体制上の問題を抱えている。詳しくは拙稿[15]を参照されたい。

参考文献

- [1] 農業部『全国農村經濟情況統計資料』1993年
- [2] 魏道南・張曉山主編『探析新型合作組織中国農村』經濟管理出版社、1998年
- [3] 齊文波『中国農村協同組合金融の現状と改革』筑波書房、2000年
- [4] 編纂部『新中国農村基本經營制度与合作經濟經營管理50年變遷』『農村合作經濟管理』1998年10月期
- [5] 尚明主編『新中国金融50年』中国財政經濟出版社、1999年
- [6] 潘勁『轉型時期農村合作組織的改革与發展』『中国農村經濟形勢分析与予測』社会科学文献出版社、2000年
- [7] 朱守銀『農村供銷合作社体制的变革』、農業部農村經濟研究中心『中国農村研究報告・1990 - 1998(中)』中国財政經濟出版社、1998年
- [8] 徐建華主編『村經濟合作社財務管理』中国農業出版社、1999年
- [9] 『灌雲県供銷合作社誌』江蘇科学技術出版社、1993年
- [10] 潘勁『中德農村合作社發展及所面臨的問題』中国社会科学院農村發展研究所編『中国農村發展研究報告1』社会科学文献出版社、2000年
- [11] 張曉山『合作社原則及其在中国的応用』(農民專業合作經濟組織高級研討班講稿)中国社会科学院農村發展研究所、2000年7月(江蘇省吳縣市での研修会資料)
- [12] 加藤弘之『ポスト生産責任制の農村所有制度』、同編『中国の農村發展と市場化』世界思想社、1995年
- [13] 同上『農村改革の現段階』、佐々木信彰編『現代中国經濟の分析』世界思想社、1997年
- [14] 周小薇『中国の社区型股芸合作制の組織と社会的意義』『第8回「生活協同組合研究奨励助成」研究報告論文集』生協総合研究所、1999年
- [15] 青柳齊『中国供銷合作社の運営形態と問題状況』『生活協同組合研究』第308巻、2001年9月

(あおやぎひとし)